

申告時は医療費や経費の計算にご協力ください

☎税務課市民税係 ☎22-1313

医療費控除

医療費を申告する場合は次の点にご注意ください。

- ①必ず領収書が必要です
- ②医療費が控除対象かどうかを確認し、合計金額を計算したうえで申告してください。
- ③対象になる医療費は平成26年1月1日～平成26年12月31日の間に支払ったものです。

医療費控除の対象となる主なもの

- ・入院の対価として支払う部屋代や食事代（病院から提供される食事以外は該当しない）
- ・風邪の治療代や風邪薬の購入費用
- ・おむつ代（おむつ使用証明書が必要）
- ・通院するためのタクシー代（電車、バスなどを利用できない状況にある場合のみ）

医療費控除の対象とならない主なもの

- ・ガソリン代や、患者を世話するための家族の交通費など
- ・インフルエンザなどの予防接種費用
- ・健康診断費用（健康診断の結果重大な疾病が発見され治療をした場合は該当する）

※介護保険制度のもとで提供される施設・居宅サービスの対価についての医療費控除の取り扱い、指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

営業・農業・不動産所得

これまで、個人の白色申告者のうち事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方は記帳と帳簿書類を保存する義務がありました。

平成26年1月からは、これらの所得があるすべての方に記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

申告する時は、次の点にご注意ください。

①売り上げなどの収入金額、仕入れや必要経費に関する事項について帳簿に記載しましょう。

②必要経費を科目ごとに分類できるものは分類し、それぞれ金額を合計してから申告会場へお越しください。

※必要経費については領収書が必要です。申告相談にお越しの際は、領収書を忘れずに持参してください。記録していた帳簿書類などから経費を計算した上で申告会場にお越しください。

所得税の確定申告は便利なe-Taxを利用しましょう！

☎大河原税務署個人課税部門

☎0224-52-2202（音声案内に従い「2番」を選択） <http://www.nta.go.jp>

e-Taxとは、自宅からインターネットを利用して所得税の確定申告ができます。税務署や市役所へ出向く必要がなくなるため、e-Taxの利用は年々増えています。好きな時に申告できるe-Taxにチャレンジしてみませんか。

e-Taxを利用すると
メリットがあるワーン！



その1

税務署や市役所に出向くことなく、自宅でインターネットを利用して申告書の作成やデータの送信ができるので、申告会場に出向く必要がなくなります。

その2

還付金を早く受け取ることができます。

その3

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、提出する手間などを省略できます（申告書を税務署へ郵送する場合は、源泉徴収票や領収書などの添付が必要）。

その4

確定申告期間中、24時間送信可能。

e-Tax利用時の流れ

STEP 1

ご利用のパソコンが推奨環境を満たしているか事前にe-Taxホームページで確認してください。

STEP 2

電子証明書を格納した住民基本台帳カードとICカードリーダーを準備します。電子証明書を格納した住民基本台帳カードは市役所市民課で取得（手数料が必要）できます。

STEP 3

利用者識別番号をe-Taxホームページから申請して取得します。

STEP 4

電子証明書（電子証明書を格納した住民基本台帳カード）の初期登録を行います。

STEP 5

申告データを作成後、送信します。
※送信後、受信通知メッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

確定申告書等作成コーナー

e-Taxのほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書データを入力し、印刷の上、必要な書類を添付して税務署へ直接郵送することも可能です。市では、書面で作成した申告書をお預かりすることはしませんので、大河原税務署へ直接持参いただくか郵送でご提出ください。

事業・不動産所得者でe-Taxを検討している方へ
毎年市役所会場で申告をしている事業所得者（営業・

農業）と不動産所得者の方で、e-Taxの利用を検討している方に対し、減価償却費の計算データをお渡しします。申告者本人の身分証明書（運転免許証や保険証など）を持参の上、税務課にお越しください。

住民基本台帳カード

電子証明書を格納した住民基本台帳カードは市民課に申請して作成できます。申請時に必ず、確定申告で使用する旨を申し出てください。詳しくは市民課（☎22-1312）までお問い合わせください。

償却資産の申告を忘れずに！

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で、機械や備品などの資産を所有、または市内の事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。

固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や足りない方、新たに事業を始めた方はご連絡ください。

●申告期限 2月2日(月)

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電・太陽光発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業	パソコン、コピー機、ロッカー、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸	自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備、駐車場舗装、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの台所用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケースなど
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機など
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバランサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスイーパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など

業種	資産の名称
理容・美容業	サインポール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、レジスターなど
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、給食用台所用品など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機・テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	田植機、耕うん機、トラクター、コンバイン、乾燥機、サイロ、草刈り機、搾乳機など

よくある質問

Q. 法人ばかりではなく個人も申告する必要がありますか？

A. 個人・法人に関わらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合には申告が必要です。ただし、自動車など別途税金が課税されているものについては、申告の必要はありません。

Q. 昨年、倉庫の屋根にソーラーパネルを設置しましたが発電設備を申告しなければなりませんか？

A. 売電するなど、発電を事業として行っていれば申告の対象となります。経済産業省の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた設備は、一定期間、課税標準額が減額となる特例があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。